

発議第1号

議員派遣の件について

上記議案を地方自治法第100条第13項及び、みなかみ町議会会議規則第129条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和元年6月4日 提出

みなかみ町議会議長 小野 章一

議員派遣の件

次のとおり、議員を派遣する。

1. 総務文教常任委員会山村留学先進地視察

- (1) 目的 山村留学事業実現の可能性を調査するため
- (2) 派遣場所 高崎市倉渕町
- (3) 期間 令和元年6月19日(水)
- (4) 派遣議員 牧田 直己、高橋 視朗、高橋久美子
中島 信義、阿部 賢一、久保 秀雄
小野 章一

2. 産業観光常任委員会ローカルベンチャー創業支援事業先進地視察

- (1) 目的 ローカルベンチャー創業支援事業実施に資するため
- (2) 派遣場所 福島県田村市
- (3) 期間 令和元年6月20日(木)
- (4) 派遣議員 鈴木 美香、阿部 清、本多 公保
鈴木 初夫、高橋 市郎、小野 章一

3. 新議員研修会参加

- (1) 目的 円滑な議会運営に資するため
- (2) 派遣場所 市町村会館
- (3) 期間 令和元年6月24日(月)
- (4) 派遣議員 牧田 直己、茂木 法志、鈴木 美香
阿部 清、高橋 視朗、窪田 金嘉

発議第2号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月14日 提出

みなかみ町議会議長 小野 章一 様

提出者 阿部 賢一

賛成者 牧田 直己

〃 高橋 視朗

〃 高橋 久美子

〃 中島 信義

〃 久保 秀雄

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 あて

農林水産大臣

国土交通大臣

〇〇県〇〇議会議員 〇〇〇〇